

小 田 原 市
入湯税特別徴収の手引
(概要版)

令和 6 年 12 月
総務部 市税総務課

はじめに

入湯税は、鉱泉浴場の入湯客に負担していただく税金です。入湯税の徴収につきましては、地方税法の規定により、鉱泉浴場の経営者の皆様に入湯客から徴収していただき、申告納入していただく「特別徴収」の方法によることとされています。

この手引は、鉱泉浴場の経営者の皆様に入湯税の徴収方法や申告納入の手続についてご理解いただくために作成いたしました。

入湯税の適正な課税及び徴収にご協力くださいますようお願いいたします。

目 次

- 1 入湯税とは・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
- 2 入湯税の納税義務者等・・・・・・・・P. 1
- 3 入湯税の徴収の方法・・・・・・・・P. 2
- 4 入湯税の税率・・・・・・・・P. 2
- 5 入湯税の課税免除・・・・・・・・P. 3
- 6 特別徴収の手続・・・・・・・・P. 6
- 7 延滞金・加算金・・・・・・・・P. 7
- 8 経営申告書の提出・・・・・・・・P. 8
- 9 帳簿の記載・・・・・・・・P. 9
- 10 入湯税に関する調査・・・・・・・・P. 9
- 11 参考資料（地方税法の規定等）・・・・P. 10

1

入湯税とは

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他の消防活動に必要な施設の整備ならびに観光（観光施設の整備を含む）の振興に要する費用に充てるための地方税（市町村税）の目的税です。

2

入湯税の納税義務者等（地方税法第 701 条・市税条例第 33 条の 2）

入湯税の納税義務者は、「鉱泉浴場（温泉施設）」における入湯客です。

「鉱泉浴場」とは、原則として、温泉法第 2 条に規定する温泉を利用する浴場をいうものですが、同法の温泉に類するもので、鉱泉と認められるものを利用する浴場等、社会通念上、鉱泉浴場として認識されるものも含まれます。したがって、温泉地から温泉をトラック輸送した場合であっても、温泉法に規定される温泉を利用する浴場については、その入湯客に対して入湯税を課税することになります。

また、入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為に対して課税されるもので、旅館や、料理屋のいずれを問わず、また、宿泊者であると否を問わず、鉱泉浴場の入湯客の入湯行為は、すべて入湯税の課税の対象となります。

☞ 入湯税の課税について

入湯税は地方税法第 701 条の規定により、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課すとされています。しかし、温泉旅館等にあつては、時に病気や体調等の理由により鉱泉浴場には入湯しないとの申し出があることがあります。

この場合、鉱泉浴場へは入湯しませんので、入湯税の課税はできないことになり、事前徴収していた場合には、返金する必要があります。

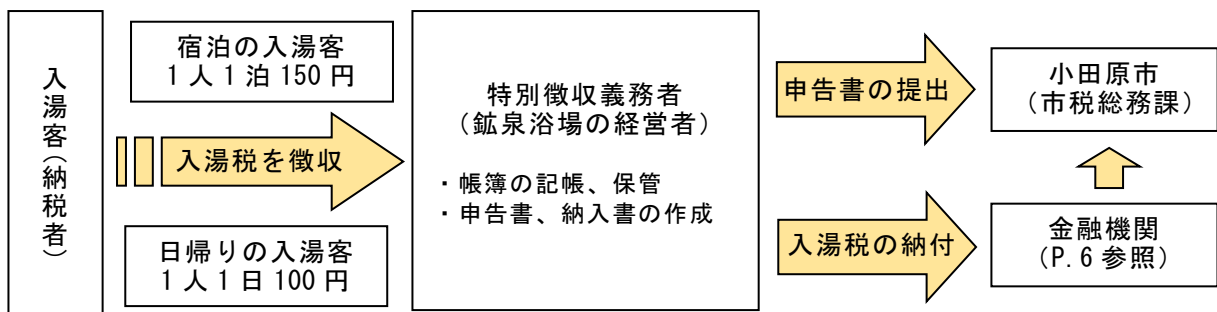
ただし、社会通念上、温泉旅館等への宿泊に際し、鉱泉浴場へ入湯しないとは考えにくく、また、宿泊客の個々の態様についての把握は困難と考えられることから、実務としては、入湯しない旨の申し出がない限り、宿泊客は入湯したものと捉え、入湯税を徴収することとなります。

3 入湯税の徴収の方法（地方税法第 703 条・市税条例第 33 条の 5）

入湯税の徴収方法は、「特別徴収」の方法によらなければならないとされています。

「特別徴収」とは、地方税法及び市税条例の規定に基づき指定された特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）が、入湯客から入湯税を徴収し、これを小田原市に納入する方法です。

<入湯税の徴収及び納付の流れ>



4 入湯税の税率（地方税法第 701 条の 2・市税条例第 33 条の 4）

- (1) 宿泊を伴うもの（宿泊客） 150 円
- (2) 宿泊を伴わないもの（日帰り客） 100 円

同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊客は1泊につき、日帰り客は1日につき入湯税が課税されます。また、「宿泊」とは、旅館業法で規定する、寝具を利用して就寝を伴い、施設を利用することをいいます。

したがって、一度の滞在で2日にわたらない場合や、2日にまたがっても寝具を利用した就寝を伴わない場合は、宿泊に該当しません。

次のいずれかに該当する方については、入湯税が免除されます。

(1) 年齢が 12 歳未満の方

☞ 小学生であっても、12 歳の誕生日を迎えた小学校 6 年生は、課税の対象となりますのでご注意ください。

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方

☞ 「共同浴場」とは、寮、社宅、療養所等に付設され日常の利用に供されるものをいいます。

☞ 「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される銭湯（物価統制令の規定に基づき、都道府県知事が入浴料の上限を指定している公衆浴場）をいいます。

(3) 入湯料金が 1,200 円以下（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の鉱泉浴場に入湯する方

☞ 「入湯料金」とは、入館料、休憩料、入湯料、延長料等の名称にかかわらず、当該鉱泉浴場に入湯するために、必ず支払う必要がある料金を合計したものをいいます。また、一定時間以上の利用に追加料金が必要である場合は、追加料金を含めた料金が「入湯料金」となります。

☞ ここでいう「入湯料金」とは、利用者が利用時において、他に特段の条件がない場合に支払うべき通常料金をいうものとします。

(4) 「学校」の生徒等で、教職員の引率のもと学校教育の一環として行われる修学旅行等の行事に参加する者及びその引率者

☞ 「学校」とは、学校教育法第 1 条で規定する学校のうち、大学以外の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校ならびに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 5 項に規定された認定こども園をいいます。

したがって、いわゆる専門学校（専修学校、各種学校等）や海外の学校の生徒等は、学校行事であっても免除の対象になりません。

- ☞ 「引率者」とは、学校教育上の観点から生徒等の引率を行う教職員等の学校関係者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒等の介助を行う看護師や保護者等をいいます。したがって、旅行業者の添乗員、カメラマン、スポーツ大会等を応援するために参加する保護者等は該当しません。
- ☞ 学校教育の一環として行われる修学旅行等の行事に参加する生徒等及びその引率者として課税免除の取扱いをした場合は、入湯税納入申告書の「課税免除の内訳」欄中、区分「その他」欄に学校名、学校所在地、生徒等数、引率者数及び宿泊日を記入してください。（記入欄に記入しきれない場合は、別紙に記載し添付してください。）

(5) 災害対策基本法で規定される災害被災者や災害ボランティア

- ☞ 「災害被災者」は、災害対策基本法で規定される災害において、り災証明書等により、被災したことが確認できる方を対象とします。また、「災害ボランティア」とは、災害ボランティア活動証明書等により、復興支援活動に無償で参加したことが確認できる方が対象となります。
- ☞ 災害被災者や災害ボランティアに対し、課税免除の取扱いをした場合は、入湯税納入申告書の「課税免除の内訳」欄中、区分「その他」欄に災害の名称、災害被災者と災害ボランティア別の人数、及び入湯日を記入するとともに、確認書類の写しを添付してください。

(6) 療養のため入湯を必要とする方

- ☞ 「療養のため入湯を必要とする方」は、医師の診断書により療養を目的とすることが確認できる方を対象とします。
- ☞ 療養のため入湯を必要とする方に対し、課税免除の取扱いをした場合は、入湯税納入申告書の「課税免除の内訳」欄中、区分「その他」欄に該当の人数及び入湯日を記入するとともに、診断書の写しを添付してください。

＜入湯無料券や回数券等での入湯について＞

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものとされていることから、入湯無料券や回数券等の使用であっても、その入湯日数に応じた入湯税を納入していただく必要があります。徴収方法について、法令による特別な定めはありませんが、入湯無料券や回数券等を持参し、入湯された方について、鉱泉浴場が入浴の都度、入湯税を徴収する方法が一般的です。

また、入湯税は本来鉱泉浴場に入湯された方に課税するものですが、地方団体の徴収金である入湯税は、地方税法第 20 条の 6 第 1 項の規定により、その納税者又は特別徴収義務者のために第三者が納付し、又は納入することができるものとされています。贈答品等として入湯無料券を贈られた方が、実際に入湯される方に代わって鉱泉浴場に納付する。或いは、鉱泉浴場が記念等として顧客に贈答した入浴無料券について、顧客に代わり入湯税を納入することも可能ですが、いずれの場合でも、入湯無料券の使用に際しては、入湯料金が無料になっても、入湯税は課税免除とはならないことに注意してください。

(1) 納入申告書の提出

- ☞ 特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月末日（末日が土・日曜日又は祝日の場合は休日明けの日）までに前月分の入湯客数、税額その他必要事項を記載した入湯税納入申告書を小田原市総務部市税総務課に提出してください。
- ☞ 入湯税納入申告書が、郵便により提出されたときは、その郵便物等の通信日付印（消印）に表示された日に提出があったものとみなします。
- ☞ ^{エルタックス}e L T A Xによる電子申告（「PCdesk Next」を利用）も可能です。
- ☞ 正当な理由がなく入湯税納入申告書が提出期限までに提出されない場合には、地方税法第 701 条の 12 の規定により不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

(2) 納入書等による入湯税の納付

- ☞ 納付金は、毎月末日（末日が土・日曜日又は祝日の場合は休日明けの日）までに、入湯税納入申告書に記載した前月分の徴収税額を収納代理金融機関等で入湯税納入書により納入、または e L T A Xによる電子納付（「PCdesk」を利用）で納入してください。
- ☞ 入湯税が納付可能な収納代理金融機関等は以下のとおりです。

収納代理金融機関等（本・支店）		市の窓口
横 浜 銀 行	中 南 信 用 金 庫	本 庁（ 5 番 窓 口 ）
ス ル ガ 銀 行	中 栄 信 用 金 庫	マ ロ ニ エ 住 民 窓 口
静 岡 銀 行	中 央 労 働 金 庫	い ず み 住 民 窓 口
静 岡 中 央 銀 行	小 田 原 第 一 信 用 組 合	こ ゆ る ぎ 住 民 窓 口
さ が み 信 用 金 庫	か な が わ 西 湘 農 業 協 同 組 合	ア ー ク ロ ード 市 民 窓 口

注) ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアでは、入湯税の納付はできません。

※ 3月実績の入湯税の納付については、4月中に申告及び納付を行うため、納付書に記載する納付年度は翌年度となりますのでご注意ください。

延滞金等の具体的な計算方法については、市税総務課へお問い合わせください。

(1) 延滞金

納期限（毎月末日、末日が土・日曜日又は祝日の場合は休日明けの日）までに入湯税が納入されない場合は、納期限の翌日から納付した日までの期間の日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算された額が延滞金として加算されます。

① 納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの間

各年の特例基準割合（銀行の短期貸出約定平均金利を基に財務大臣が告示する割合に年 1 % を加算した割合）に年 1 % を加算した割合又は年 7.3 % のいずれか低い割合

② 上記①の翌日以後

各年の特例基準割合に年 7.3 % を加算した割合又は年 14.6 % のいずれか低い割合

(2) 加算金

過少申告された場合は過少申告加算金が、申告期限までに申告書が提出されなかった場合は不申告加算金が課されます。各加算金の割合は次のとおりです。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合（地方税法第 701 条の 12 第 1 項）	不足税額×10%（不足額のうち、期限までに申告した税額又は 50 万円のいずれか多い額を超える部分については 5% を加算）
不申告加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため市の調査によって納入申告すべき課税標準額及び税額の決定があった場合（地方税法第 701 条の 12 第 2 項第 1 号）	納入すべき税額×15%（納入すべき税額のうち、50 万円を超える部分については、5% を加算（地方税法第 701 条の 12 第 3 項））
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため更正があった場合（地方税法第 701 条の 12 第 2 項第 2 号）	
	決定後にその税額が実際の税額より少ないため更正があった場合（地方税法第 701 条の 12 第 2 項第 3 号）	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき（地方税法第 701 条の 12 第 2 項第 5 号）	納入すべき税額×5%

重加算金	二重帳簿によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告しているとき (地方税法第 701 条の 13 第 1 項)	不足税額×35%
	不申告や期限後に申告があった場合で、二重帳簿によって故意に税額を免れようとしたとき	納入すべき税額×40%
加算金の加重措置	申告書の期限後提出または更正決定があった日の前日から5年以内に不申告加算金及び重加算金を徴収されたことがある場合 (地方税法第 701 条の 12 第 2 項第 4 号)	上記加算金の割合+10% (期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないときを除く)

8

経営申告書の提出（市税条例第 33 条の 6）

鉱泉浴場を経営しようとするときや経営申告事項に変更があった場合は、入湯税を徴収する必要がない場合（入湯料金が税抜 1,200 円以下である場合等）であっても、入湯税特別徴収義務者鉱泉浴場経営開始申告書により鉱泉浴場の施設の内容や利用料金等の必要事項を申告してください。

なお、セット料金が設定されている場合等、すべての料金プランを経営申告書に記載することができないときは、その内容が分かる資料を経営申告書に添付してください。

(1) 新たに鉱泉浴場を経営する場合

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する日の前日までに申告してください。

(2) 経営申告書の記載事項に変更があった場合

経営者や施設の設備、利用料金等、提出した経営申告書に記載した内容に変更があった場合は、直ちに申告してください。

9**帳簿の記載（市税条例第 33 条の 7）**

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載し、年度終了の日から 5 年間保存してください。

- ☞ 帳簿は任意の書式（業務用帳簿等）で構いません。また、帳簿の保管については、紙媒体によらず、電磁的記録媒体によるものでも構いません。

10**入湯税に関する調査（地方税法第 701 条の 5）**

入湯税の適正かつ公平な課税及び徴収を図るため、電話等による口頭での確認を行うほか、帳簿書類等の提出を求めたり、必要に応じて実地検査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

(1) 地方税法（抄）

第4章 目的税

第4節 入湯税

（入湯税）

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

（入湯税の税率）

第701条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。

（入湯税の徴収の方法）

第701条の3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

（入湯税の特別徴収の手続）

第701条の4 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

（入湯税に係る徴税吏員の質問検査権）

第701条の5 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第1号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第1号及び第2号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

(1) 特別徴収義務者

(2) 納税義務者又は納税義務があると認められる者

(3) 前2号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第701条の18第6項の定めるところによる。

4 第1項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第 701 条の 6 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - (2) 前条第 1 項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者
 - (3) 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第 701 条の 7 第 701 条の 4 第 2 項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、5 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の納入しなかつた金額が 100 万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、1000 万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第 1 項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
- 4 前項の規定により第 1 項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(入湯税に係る更正及び決定)

第 701 条の 9 市町村長は、第 701 条の 4 第 2 項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

- 2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。
- 3 市町村長は、前 2 項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。
- 4 市町村長は、前 3 項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第 701 条の 10 市町村の徴税吏員は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。）があるときは、同条第 4 項の通知をした日から 1 月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足金額に第 701 条の 4 第 2 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。
- 3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第 1 項又は第 2 項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第 701 条の 11 入湯税の特別徴収義務者は、第 701 条の 4 第 2 項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 市町村長は、特別徴収義務者が第 701 条の 4 第 2 項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。
(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第 701 条の 12 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第 6 項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第 701 条の 9 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と 50 万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に 100 分の 5 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に 100 分の 15 の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

(1) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第 701 条の 9 第 2 項の規定による決定があつた場合

(2) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第 701 条の 9 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があつた場合

(3) 第 701 条の 9 第 2 項の規定による決定があつた後において同条第 3 項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第 701 条の 9 第 1 項から第 3 項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が 50 万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に 100 分の 5 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 4 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税額について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第2項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 5 市町村長は、第1項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第2項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 6 第2項の規定は、第4項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から2週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(入湯税に係る納入金の重加算金)

第701条の13 前条第1項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

- 2 前条第2項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に100分の40の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 3 前2項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがあるときは、前2項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第1項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 市町村長は、前2項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第5項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。
- 5 市町村長は、第1項又は第2項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る督促)

第701条の16 特別徴収義務者が納期限(更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。)までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

- 2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(入湯税に係る督促手数料)

第 701 条の 17 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(入湯税に係る滞納処分)

第 701 条の 18 入湯税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

(1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

(2) 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第 2 次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第 1 号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第 1 項第 1 号に規定する 10 日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第 13 条の 2 第 1 項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第 114 条第 1 号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第 1 項から第 2 項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第 86 条第 1 項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第 701 条の 19 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、3 年以下の懲役若しくは 250 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前 2 項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、2 年以下の懲役若しくは 150 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前 3 項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第 701 条の 20 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 701 条の 18 第 6 項の場合において、国税徴収法第 1 4 1 条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

(2) 第 701 条の 18 第 6 項の場合において、国税徴収法第 1 4 1 条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(2) 小田原市市税条例（抄）

第3章 目的税

第1節 入湯税（第33条の2～第33条の7）

（入湯税の課税の根拠）

第33条の2 入湯税は、法第701条の規定に基づき、鉱泉浴場における入湯に対し、その入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第33条の3 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場において入湯する者
- (3) 入湯料金が1,200円以下の鉱泉浴場へ入湯する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特別な理由があると認める者

（入湯税の税率）

第33条の4 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 宿泊を伴うもの 150円
- (2) 宿泊を伴わないもの 100円

（入湯税の特別徴収の手続）

第33条の5 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

- 2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。
- 3 第1項の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯客に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第33条の6 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称）
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 前項の申告した事項に異動が生じたときは、直ちにその旨を申告しなければならない。

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第33条の7 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、当該年度終了の日から5年間これを保存しなければならない。

(3)小田原市入湯税取扱要領

制定 令和元年 11 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、小田原市市税条例（昭和 50 年小田原市条例第 2 号。以下「条例」という。）に規定する入湯税の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(入湯料金の定義)

第 2 条 条例第 33 条の 3 第 3 号に規定する入湯料金とは、入場料、休憩料、入湯料、延長料等名称のいかんにかかわらず、当該鉱泉浴場に入湯するために、支払う料金（当該利用時において当該利用者が、他に特段の条件がない場合に支払うべき通常料金をいう。）を合計したもので消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものをいう。ただし、この料金に、タオル、浴衣、食事、休憩等の入湯以外の要素が含まれている場合において、特に制約を設けることなく当該入湯のみの場合の料金が区分され、一般に明示され、かつ利用者の意思により、実際にその料金での入湯が可能であるときは、当該料金を入湯料金とみなす。

2 一定時間以上の利用に追加料金が必要である場合は、追加料金を含めた料金を「入湯に要する費用」とする。

3 曜日により異なる利用料金の設定を行っている場合は、利用する日の料金を「入湯に要する費用」とする。

4 期間を定めて低廉な利用料金の設定を行っている場合は、利用する日の料金を「入湯に要する費用」とする。

5 入湯料金の定義の具体例については、別に定める小田原市入湯税特別徴収の手引による。

(入湯税の課税免除)

第 3 条 条例第 33 条の 3 第 2 号に規定する「共同浴場」とは、寮、社宅、療養所等に付設され、日常の利用に供されるものをいう。

2 条例第 33 条の 3 第 2 号に規定する一般公衆浴場は、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される銭湯（物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）の規定に基づき、神奈川県知事が入浴料の上限を指定している公衆浴場をいう。）をいう。

3 条例第 33 条の 3 第 4 号に規定する市長が特別な理由があると認める者は、次に掲げる者とする。

(1) 学校教育上の見地から行われる修学旅行等の行事に参加する生徒等（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校のうち、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定子ども園の幼児、児童、生徒及び学生をいう。以下同じ。）及びこれらを引率する者（以下「引率者」という。）

(2) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害において罹災証明書等により被災したことが確認できる者（以下、「災害被災者」という。）及び災害ボランティア活動証明書等により復興支援活動に無償で参加したことが確認できる者（以下、「災害ボランティア」という。）

(3) 医師の診断書により療養を目的とすることが確認できる者

4 前項第 1 号に規定する生徒等及び引率者に対し、課税免除の取扱いをした場合は、入湯税納入申告書の「課税免除の内訳」欄中、区分「その他」欄に学校名、学校所在地、生徒等数、引率者数及び入湯日を記入しなければならない。

5 第 3 項第 2 号に規定する災害被災者や災害ボランティアに対し、課税免除の取扱いをした場合は、入湯税納入申告書の「課税免除の内訳」欄中、区分「その他」欄に災害の名称、災害被災者及び災害ボランティア別の人数及び入湯日を記入するとともに、確認書類の写しを添付しなければならない。

6 第 3 項第 3 号に規定する療養を目的とすることが確認できる者に対し、課税免除の取扱いをした場合は、入湯税納入申告書の「課税免除の内訳」欄中、区分「その他」欄に該当の人数及び入湯日を記入するとともに、確認書類の写しを添付しなければならない。

(宿泊の定義)

第 4 条 条例第 33 条の 4 に規定する「宿泊」とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 5 項に規定する宿泊をいう。

2 宿泊を伴わない入湯において、当該施設に継続して2暦日にわたり滞在した場合は、当該入湯は、滞在開始時刻の属する日1日の入湯とする。

（鉱泉浴場が設置された宿泊施設における入湯）

第5条 鉱泉浴場が設置された宿泊施設においては、原則として、宿泊者を入湯客とみなし、入湯税を課するものとする。ただし、個々の宿泊者の入湯の有無を把握することができる場合は、入湯していない者に対しては入湯税を課さない。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年11月20日から施行する。



(入湯税についての問い合わせ先)
〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
小田原市総務部市税総務課税制係
電 話 0465-33-1341 (直通)